

旧	新	備考
<p>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告ごとにおける照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において <u>署名捺印</u>の上、管理技術者に提出する。</p> <p>第 108 条第3項～第 110 条第2項まで省略</p> <p>3 受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15 日以内(休日等を除く。)に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日以内(休日等を除く。)に、完了時は業務完了後、15 日以内(休日等を除く。)に、訂正時は適宜、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、委託者に提出しなければならない。</p>	<p>(6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告ごとにおける照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において <u>記名(署名又は押印を含む)</u>の上、管理技術者に提出する。</p> <p>第 108 条第3項～第 110 条第2項まで省略</p> <p>3 受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15 日以内(休日等を除く。)に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日以内(休日等を除く。)に、完了時は業務完了後、15 日以内(休日等を除く。)に、訂正時は適宜、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間(休日等を除く。)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、委託者に提出しなければならない。</p>	<p>押印見直しに伴う修正</p>

旧	新	備考
以下省略	<p><u>受託者は、メールによる登録内容の確認について監督員から承諾を得た場合は、登録内容について監督員の確認を受けたうえ、登録するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の作成及び「登録内容確認書」の監督員への提示は省略するものとする。</u></p> <p><u>また、登録対象及び時期については、書面による確認の場合に準ずる。</u></p> <p>以下省略</p>	押印見直しに伴う追記